

# 随意契約理由

令和5年(2023年)10月2日

契約担当課名	福祉部 福祉事務所
契約名称	生活保護の実施に関して法律上の助言を行う事務委託
契約内容	(ア)面接、電子メール、FAX、電話等による法律相談、(イ)事業処理に関する助言、(ウ)ケース診断会議への出席(原則月1回)、(エ)刑事告訴の場合、告訴関係資料の作成及び助言、(オ)生活保護受給者入居施設訪問等の現地での助言(カ)審査請求に関する助言
契約締結日 及び契約期間	契約締結日：令和5年(2023年)3月3日 契約期間： 令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	齊藤・大西法律事務所 弁護士 齊藤 洸 弁護士 大西 欣也 大阪市北区太融寺町2番21号 ニュープラザビル802号室
契約金額	2,640,000円(うち、消費税及び地方消費税の額240,000円)
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 当該委託契約については、相談内容が生活保護に関する不正受給対策や告訴が中心であり、随意契約の相手方は、刑事事件処理の経験が豊富であるほか、行政対策暴力を含む各種不当要求行為対策の研究も行っており、複数弁護士の多角的検討により、これまで円滑に委託業務を遂行してきた実績がある。 また、告訴関係資料の作成等については、事実確認のチェック等、時間がかかる場合があり、当該委託契約の相手方を競争入札により毎年度決定することとすると、年度をまたいで継続する相談について、途中で交代することとなり、円滑な処理を妨げ多大な影響を与えることとなる。